

郡上市道路トンネル維持管理個別施設計画

令和3年3月31日作成

平成26年3月に公布された「道路法の一部を改正する法律」及び「道路法施行規則の一部を改正する省令」に基づき、5年ごとの近接目視による点検が義務付けられています。

郡上市が管理するトンネルについては、道路トンネル維持管理個別施設計画の点検計画に基づき、定期点検や補修を実施し、状況を反映し、随時見直しを行います。

トンネル点検判定区分

区分		状態	措置
I	健全	道路トンネルの機能に支障が生じていない状態。	監視や対策を行う必要のない状態をいう。
II	予防措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう。
III	早期措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう。
IV	緊急措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	緊急に対策を行う必要がある状態をいう。

